

3 インターネットに潜む危険性を知っておきましょう！

青少年にとって、携帯電話やスマートフォンは、インターネットを利用する上で便利なものです。加えて最近では、携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーでもインターネットに接続が可能となっています。インターネットは、大変便利なものですが利用の仕方によっては、次のような危険性があります。

個人情報の流出

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)やブログなどに個人情報を載せると悪用される可能性があります。

写真など一度インターネットに流れた情報は拡散し取りもどすことは不可能です。



ケータイ・スマホ依存

ひどい場合には昼夜逆転して、健康を害したり、学校に行けないこともあります。

このような状態は「ケータイ・スマホ依存症」や「ケータイ・スマホ中毒」です。

ケータイ・スマホに振り回されてしまっは、自分の大切な時間もったいないよ。



なりすましによる被害

インターネットでのやり取りは顔が見えません。性的な目的で、子どもや年代の女子(男子)になりすまして近づく大人がいます。

ゲーム機からでも犯罪被害に遭うおそれがあります。



◎この条例に関するお問い合わせは…
鳥取県福祉保健部子育て王国推進局
青少年・家庭課
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
 電話 0857-26-7076
 ファクシミリ 0857-26-7863
 電子メール seisyounen-katei@pref.tottori.jp
 URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/seishounen-katei/>



ワンクリック詐欺

有害サイトから架空請求や詐欺に巻き込まれることがあります。

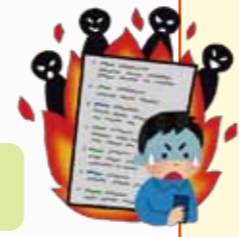
相手にメールや電話で連絡をとることは危険です。支払う必要はないので無視しましょう。



中傷・悪口

SNSやブログへの何気ない書き込みが人を傷つけたり、乱闘などの事件につながる可能性があります。

誰が書いたか分からないだろう…×実は書いた人は特定できるんです。



動画・画像の投稿

面白半分や何気ない動画・画像の投稿が、色々な人に迷惑をかけたたり、騒動に発展することがあります。

どんな影響があるか投稿する前に考えましょう。



メールでのトラブル

メールは短い文章が多いため、誤解を生じやすく、友達関係がこわれたり、いじめに発展するケースもあります。

メールに頼らず、直接会って話をしましょう！



※この条例で青少年とは18歳未満の人(婚姻者は除く)のことで。

今すぐ始めよう!! ペアレンタルコントロール

～インターネットを安全に利用するために～



鳥取県青少年健全育成条例が改正されました。

主な改正内容

- ◆保護者の方々へ、インターネットの利用について、青少年の年齢等に応じ、ペアレンタルコントロール等の措置を行うよう努力義務を追加しました。
- ◆販売事業者の方々へ、インターネットが利用出来る機器を販売する際にはペアレンタルコントロール等の説明と書面の交付の義務を追加しました。

平成26年10月1日から施行されました

